

## 奈良地方最低賃金審議会 会議資料（第518回）

### 資料No. 資料名

No. 1 奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止  
について

No. 2 特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明（写）

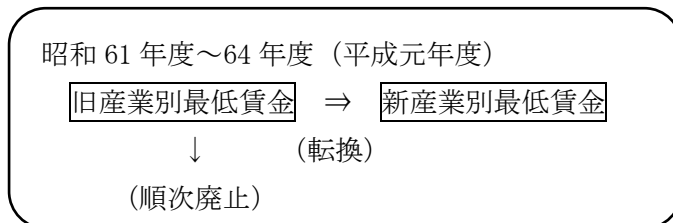
No. 3 令和7年度 特定最低賃金改正状況

- 1 一般機械器具製造業関係
- 2 電気機械器具製造業関係
- 3 自動車小売業関係

## 奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止について

### 1 昭和 61 年 旧産業別最低賃金から新産業別最低賃金への転換方針

- ・中央最低賃金審議会昭和 61 年答申において、旧産業別最低賃金から新産業別最低賃金への転換の方針が示され、転換されない旧産業別最低賃金は昭和 64 年度以降凍結し、地域別最低賃金の金額水準を下回った場合に廃止諮問を行うこととされた。



### 2 昭和 64（平成元）年度 奈良県における旧産業別最低賃金の設定状況

- ・昭和 64（平成元）年度当時に存在していた旧産業別最低賃金は、以下の 8 つ
  - ① ねん糸・織物・レース・繊維雑品製造業
  - ② プラスチック製品製造業
  - ③ 食料品・飲料・飼料製造業
  - ④ 新聞・出版・印刷業
  - ⑤ 機械・金属製品等製造業及び自動車整備業
  - ⑥ 卸売・小売業
  - ⑦ 窯業・土石製品製造業
  - ⑧ 木材・木製品・家具・装備品製造業

### 3 奈良県における旧産業別最低賃金の転換状況

- ・転換（新設）の申出要件（基幹労働者の 3 分の 1 以上に適用される労働協約等）を満たした以下の 3 産業について新産業別最低賃金を新設
  - (1) 昭和 63 年度 「電気機械器具製造業」
  - (2) 平成元年度 「一般機械器具製造業」
  - (3) 平成元年度 「自動車小売業」

### 4 奈良県における旧産業別最低賃金の廃止状況

- ・凍結された旧産別最賃については、奈良県最低賃金を下回った段階で以下のとおり順次廃止
  - ・平成 2 年度 ① ねん糸・織物・レース・繊維雑品製造業 （日額 3,945 円、時間額 494 円）
  - ・平成 3 年度 ② プラスチック製品製造業 （日額 4,140 円、時間額 518 円）
  - ③ 食料品・飲料・飼料製造業 （日額 4,144 円、時間額 518 円）
  - ④ 新聞・出版・印刷業 （日額 4,144 円、時間額 518 円）
  - ⑤ 機械・金属製品等製造業及び自動車整備業 （日額 4,152 円、時間額 519 円）
  - ⑥ 卸売・小売業 （日額 4,208 円、時間額 526 円）
  - ・平成 4 年度 ⑦ 窯業・土石製品製造業 （日額 4,341 円、時間額 543 円）

## 5 旧産業別最低賃金「木材・木製品・家具・装備品製造業」の状況

- ・H1. 1. 25 の改定以後 中賃昭和 61 年答申に従い凍結  
凍結時の金額は、【熟練労働者】 日額 6,527 円、時間額 816 円  
【一般労働者】 日額 4,148 円、時間額 519 円
- ・平成 14 年 地域最低賃金における日額の廃止（奈良県最低賃金 時間額 647 円）
- ・令和元年 奈良県最低賃金が時間額 837 円に改定されたことにより、時間額がようやく下回る。  
一方、日額においては「6,527 円<6,696 円（837 円×8hr）」と 1 日 8 時間換算では下回るものの、実際には 1 日の労働時間が 7 時間や 7.5 時間の労働者が存在するため、必ずしも『地域別最低賃金の金額水準を下回った』とは認められず、廃止されないまま現在に至る。
- ・令和 7 年現在、全国で廃止されずに残存している旧産業別最低賃金は以下の 2 つのみ  
「全国非金属鉱業最低賃金」  
「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金」

## 6 今年度、廃止諮問を行うこととした理由

- ・奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の「時間額 816 円」は、令和元年度の奈良県最低賃金の改定以降、奈良県最低賃金の金額水準を下回るものとなっている。
- ・【熟練労働者】の日額 6,527 円は、令和 7 年 11 月 16 日に改定発効する奈良県最低賃金「時間額 1,051 円」で換算すると、約 6.21 時間分（6,527 円÷1,051 円）に相当する。この 6.21 時間は、法定労働時間 1 週 40 時間、法定休日週 1 日で計算した 1 日当たりの労働時間 6.67 時間（40 時間÷6 日）をも下回っている。これは、法定労働時間で就労する労働者については、当該最低賃金の日額ではなく、奈良県最低賃金の時間額の適用を受けることを示している。
- ・令和 7 年度に実施した「最低賃金に関する基礎調査」の結果、木材・木製品・家具・装備品製造業において日額で賃金が支払われる労働者（【熟練】【一般】）のうち、1 日の所定労働時間が最も短い労働者は 7 時間であり、実態として「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金」の日額の適用を受けている労働者は存在しないと考えられる。

※「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金」の適用事業場数：364 事業所

調査の対象事業場数：359 事業所、回答事業場数 167 事業所（回答率 46.5%）

◎以上により、令和 7 年度現在において、「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金」は、『地域別最低賃金の金額水準を下回った』と判断することができ、また当該最低賃金の廃止の影響を受ける労働者も存在しないと考えられるため、最低賃金法第 17 条に基づき、労働局長の職権による廃止決定を行うべく、諮問を行うこととしたものである。

## 7 廃止までのスケジュール（予定）

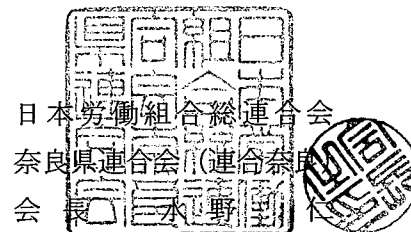
- ・令和 7 年 10 月 15 日 第 5 回本審 局長から廃止を諮問
- ・令和 7 年 10 月 20 日～11 月 10 日 関係労使の意見聴取の公示（意見の申出はなし）
- ・令和 8 年 3 月 2 日 第 6 回本審 【同日「廃止」答申をいただいた場合】
- ・令和 8 年 3 月 2 日～3 月 17 日 異議申出の公示
- ・【異議申出がない場合】官報公示手続きを経て、廃止決定の効力発生  
（最短で 4 月 1 日公示、3 月 31 日限り廃止）
- ・【異議申出があった場合】令和 8 年度第 1 回本審で異議申出に係る審議後、「廃止」答申であれば官報公示手続きを経て、廃止決定の効力発生



連合奈良発第 26-54 号

2026 年 2 月 20 日 (金)

奈良労働局長  
石崎 琢也 様



## 特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

### — 記 —

#### 1. 金額改正を申し出る予定の産業別最低賃金の件名

- (1) 奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- (2) 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
- (3) 奈良県自動車小売業最低賃金

#### 2. 申し出を予定するものが代表する基幹的労働者の範囲

奈良県に於いて、上記 1. の事業を営む使用者に使用される労働者。

#### 3. 申し出予定の内容

上記 1. の最低賃金の金額改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 4. 申し出の理由等

「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業」、「奈良県自動車小売業」における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の 3 分の 1 以上の合意を得て申し出ることとしている。

#### 5. 申し出の時期

2026 年 7 月末迄に申し出を行う。

以 上

## 令和7年度 特定最低賃金改正状況

- 1 一般機械器具製造業関係
- 2 電気機械器具製造業関係
- 3 自動車小売業関係

令和7年度 特定最低賃金 改正状況  
 (一般機械器具製造業関係)

都道府県	件名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	〔地域別 最低賃金 引上額〕
山形	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	1,012円	1,070円	+58円	R7.12.23	+77円
茨城	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,055円	1,105円	+50円	R8.3.1	+69円
栃木	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,055円	1,070円	+15円	R7.12.31	+64円
群馬	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1,056円	1,120円	+64円	R8.1.1	+78円
千葉	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	922円	922円	—	H30.12.25	+64円
東京	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832円	832円	—	H22.12.31	+63円
神奈川	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	857円	857円	—	H25.3.1	+63円
石川	金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業	1,040円	1,090円	+50円	R7.12.31	+70円
福井	繊維機械、金属加工機械製造業	933円	933円	—	R5.12.24	+69円
長野	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,043円	1,105円	+62円	R7.12.28	+63円
静岡	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	1,073円	1,133円	+60円	R7.12.21	+63円
愛知	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	968円	968円	—	R3.12.16	+63円
三重	一般機械器具製造業	762円	762円	—	H15.12.15	+64円

都道府県	件名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	〔地域別最低賃金引上額〕
滋賀	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,060円	1,114円	+54円	R7.12.28	+63円
京都	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業	822円	822円	—	H20.12.21	+64円
大阪	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,127円	1,197円	+70円	R7.12.1	+63円
兵庫	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	1,087円	1,150円	+63円	R7.12.1	+64円
奈良	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905円	905円	—	R3.12.29	+65円
島根	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,068円	1,134円	+66円	R7.12.19	+71円
岡山	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1,054円	1,103円	+49円	R8.1.17	+65円
広島	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,070円	1,070円	—	R6.12.31	+65円
徳島	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,070円	1,134円	+64円	R8.1.1	+66円
香川	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,092円	1,158円	+66円	R7.12.15	+66円
愛媛	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,049円	1,114円	+65円	R7.12.25	+77円
佐賀	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	1,010円	1,010円	—	R6.12.20	+74円
長崎	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875円	875円	—	R1.12.7	+78円

(注) 千葉、東京、神奈川、福井、愛知、三重、京都、奈良、広島、佐賀、長崎については、特定最低賃金「一般機械器具製造業関係」が地域別(都道府県)最低賃金を下回っているため、地域別(都道府県)最低賃金額が適用される。

令和7年度 特定最低賃金 改正状況  
(電気機械器具製造業関係)

都道府県	件名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	地域別 最低賃金 引上額
北海道	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,049円	1,116円	+67円	R7.12.1	+65円
青森	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	968円	1,045円	+77円	R7.12.21	+76円
岩手	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	975円	1,039円	+64円	R8.1.15	+79円
宮城	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,012円	1,077円	+65円	R7.12.15	+65円
秋田	電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業	958円	1,032円	+74円	R8.3.31	+80円
山形	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	996円	1,055円	+59円	R7.12.23	+77円
福島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	880円	880円	—	R4.12.30	+78円
茨城	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	1,052円	1,115円	+63円	R8.3.19	+69円
栃木	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,056円	1,105円	+49円	R7.12.31	+64円
群馬	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,056円	1,120円	+64円	R8.1.1	+78円
埼玉	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105円	1,168円	+63円	R7.12.1	+63円
千葉	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105円	1,169円	+64円	R7.12.25	+64円
東京	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829円	829円	—	H22.12.31	+63円
神奈川	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890円	890円	—	H27.3.1	+63円
新潟	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,005円	1,005円	—	R5.12.27	+65円
富山	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,002円	1,002円	—	R6.12.26	+64円
石川	電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業	1,008円	1,064円	+56円	R7.12.31	+70円
福井	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	857円	857円	—	R1.12.24	+69円
山梨	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,047円	1,100円	+53円	R8.2.15	+64円
長野	計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	1,032円	1,095円	+63円	R8.1.1	+63円
岐阜	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965円	965円	—	R5.12.21	+64円

都道府県	件名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	地域別 最低賃金 引上額
静岡	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,042円	1,042円	—	R6.12.21	+63円
愛知	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	901円	901円	—	H30.12.16	+63円
三重	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,031円	1,031円	—	R6.12.21	+64円
滋賀	計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,050円	1,105円	+55円	R7.12.28	+63円
京都	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,074円	1,136円	+62円	R8.1.24	+64円
大阪	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,127円	1,197円	+70円	R7.12.4	+63円
兵庫	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	1,053円	1,117円	+64円	R7.12.1	+64円
奈良	電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	891円	891円	—	R3.12.29	+65円
鳥取	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	963円	963円	—	R6.12.19	+73円
島根	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	987円	1,058円	+71円	R7.12.14	+71円
岡山	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,025円	1,090円	+65円	R8.1.4	+65円
広島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,045円	1,110円	+65円	R7.12.31	+65円
山口	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,032円	1,032円	—	R6.12.15	+64円
徳島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,038円	1,105円	+67円	R8.1.1	+66円
香川	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,030円	1,090円	+60円	R7.12.28	+66円
愛媛	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,038円	1,107円	+69円	R7.12.25	+77円
高知	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	793円	793円	—	R1.12.29	+71円
福岡	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,071円	1,137円	+66円	R7.12.10	+65円
佐賀	発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	996円	996円	—	R6.12.19	+74円
長崎	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864円	864円	—	R3.12.29	+78円
熊本	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	996円	1,063円	+67円	R8.1.1	+82円
大分	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	996円	1,066円	+70円	R7.12.25	+81円
宮崎	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	831円	831円	—	R3.12.24	+71円
鹿児島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842円	842円	—	R3.12.17	+73円

(注) 福島、東京、神奈川、新潟、富山、福井、岐阜、静岡、愛知、三重、奈良、鳥取、山口、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島については、特定最低賃金「電気機械製造業関係」が地域別(都道府県)最低賃金を下回っているため、地域別(都道府県)最低賃金額が適用される。

令和7度 特定最低賃金 改正状況  
(自動車小売業関係)

都道府県	件名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	地域別 最低賃金 引上額
青森	自動車小売業	963円	963円	—	R6.12.21	+76円
岩手	自動車小売業	1,004円	1,068円	+64円	R8.1.15	+79円
宮城	自動車小売業	1,036円	1,101円	+65円	R7.12.15	+65円
秋田	自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	980円	1,032円	+52円	R8.3.31	+80円
福島	自動車小売業	1,020円	1,098円	+78円	R8.1.8	+78円
埼玉	自動車小売業	1,089円	1,152円	+63円	R7.12.1	+63円
千葉	自動車(新車)小売業	922円	922円	—	H30.12.25	+64円
神奈川	自動車小売業	842円	842円	—	H23.12.21	+63円
新潟	自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	1,015円	1,053円	+38円	R7.12.14	+65円
富山	自動車(新車)小売業	769円	769円	—	H23.1.20	+64円
愛知	自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	800円	800円	—	H19.12.16	+63円
	自動車(新車)小売業	943円	943円	—	R2.12.16	
京都	自動車(新車)小売業	939円	939円	—	R4.1.26	+64円
大阪	自動車小売業	993円	993円	—	R3.12.1	+63円
兵庫	自動車小売業	963円	963円	—	R4.12.1	+64円
奈良	自動車小売業	892円	892円	—	R3.12.29	+65円
島根	自動車(新車)小売業	1,000円	1,069円	+69円	R7.11.26	+71円
広島	自動車小売業	1,038円	1,038円	—	R7.2.21	+65円
福岡	自動車(新車)小売業	1,066円	1,131円	+65円	R7.12.10	+65円
大分	自動車(新車)小売業	991円	1,061円	+70円	R7.12.25	+81円
宮崎	自動車(新車)小売業	927円	927円	—	R5.12.20	+71円
鹿児島	自動車(新車)小売業	986円	1,048円	+62円	R7.12.28	+73円
沖縄	自動車(新車)小売業	770円	770円	—	H30.11.18	+71円

(注) 青森、千葉、神奈川、富山、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、広島、宮崎、沖縄については、特定最低賃金「自動車小売業関係」が地域別(都道府県)最低賃金を下回っているため、地域別(都道府県)最低賃金額が適用される。